

事務連絡
令和4年11月18日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

都市公園内において、公園施設及び管理に起因すると思われる事故が発生しましたので、以下のとおりお知らせします。

○令和4年4月4日（月）午後5時頃、街区公園内において、8歳男児が後方に体を反るような体勢でぶらんこを漕いでいたところ、頭が着地面のマットと衝突し、マットの一部が額に刺さって負傷する事故が発生した。（国土交通省事務連絡 別添1）

上記を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課企画専門官から事務連絡「都市公園における安全確保について」が発出され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市区町村に対して指導方お願いいたします。

事務連絡
令和4年11月18日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

都市公園内において、公園管理に起因すると思われる事故が発生したので、以下のとおりお知らせします。

○令和4年4月4日（月）午後5時頃、街区公園内において、8歳男児が後方に体を反るような体勢でぶらんこを漕いでいたところ、頭が着地面のマットと衝突し、マットの一部が額に刺さって負傷する事故が発生した。（別添1）

別添1の事故について、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「4-1（4）遊具の構造」（P27）において、「可動部と地面の間に適切なクリアランスを確保する。遊具のどの部分にも、切傷や刺傷の原因となる鋭い尖端、角、縁、ささくれをつくらない。」とし、「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」（P42）において、「遊具の構造や劣化などを原因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行う」としています。

また、「都市公園における安全確保について」（令和4年4月1日付国都公景第1号）では、都市公園における事故の状況等を速やかに報告するようお願いしているところですが、別添1の事故が、事故発生から半年以上経過してから当方に報告されたことは誠に遺憾であります。

貴職におかれましては、類似事故が発生することのないよう、より一層の安全対策に努めていただくとともに、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに、人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等について速やかに報告いただきますようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

- 発生日 令和4年4月4日（月）
- 発生場所 人口約10万人未満の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況
 - ・街区公園内において、8歳男児が後方に体を反るような体勢でぶらんこを漕いでいたところ、頭が着地面のマットと衝突し、額に刺さってマットの一部がめくりあがる事故が発生した。
 - ・当該ぶらんこは着座部底面の最下点から着地面までの間隔が、約220mmであった。（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」では350mmが基準）
 - ・足場マットの突起部分の長さは約80mmであった。
 - ・公園管理者は管理する都市公園のぶらんこについて、緊急点検を実施した。

関連写真



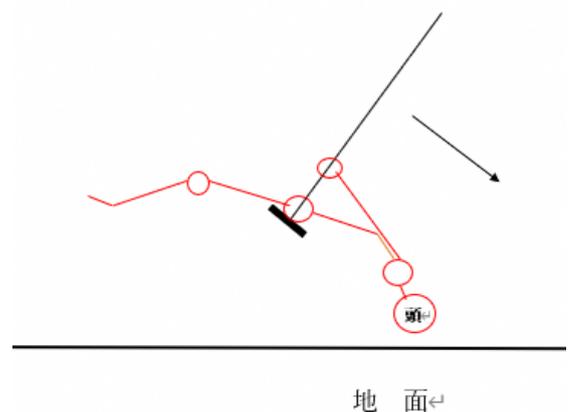
事故発生時のマットの状況



ぶらんこのクリアランス



事故発生時のマットの状況



ぶらんこ使用体勢のイメージ

雇児総発第0829002号
障発第0829001号
平成20年8月29日

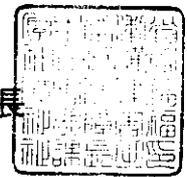
都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

日頃より児童福祉行政の推進につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、別添1のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長（以下「国土交通省課長」という。）より、「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）」が発出されました。この指針は、都市公園における遊具の安全確保に関するものですが、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、これまでも児童福祉施設等において参考としてきたところであります。各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）におかれては、管内児童福祉施設等及び市町村に対して、それぞれの児童福祉施設等に設置されている遊具の事故防止対策に本指針を活用していただくよう周知方よろしくお願いいたします。

また、この指針の改訂とあわせて、社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」が策定された旨、国土交通省課長より通知（別添2）がありましたので、併せてお知らせします。

別添 1

国都公景第 2 1 号
平成 2 0 年 8 月 2 6 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長



「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」について

今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」を策定したので、貴職へお知らせいたします。

なお、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部局長あてにも通知（平成 2 0 年 8 月 2 6 日国都公景第 2 0 号公園緑地・景観課長通知）し、今後の都市公園の安全管理にあたって参考していただきたい旨お願いしたことも併せてお知らせいたします。

■「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の入手方法

○国土交通省ホームページからのダウンロード

- ・国土交通省公園緑地・景観課のホームページ内
「個別施策」→「都市公園における遊具の管理」
(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/index.html>)



別添 2

国都公景第 27 号
平成 20 年 8 月 26 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課



「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」について

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」については、平成 20 年 8 月 26 日に国都公景第 20 号で各公園管理者あて通知し、併せて今後の都市公園の安全管理にあたって参考としていただきたい旨お願いしたところでありませす。

この度、社団法人日本公園施設業協会が「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」を策定したので貴職へお知らせします。

また、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部局長あてにも通知(平成 20 年 8 月 26 日国都公景第 26 号公園緑地・景観課長通知)したことをお知らせします。

別添

公施業協発第26号

平成20年8月26日

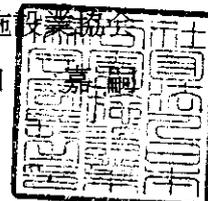
国土交通省都市・地域整備局

公園緑地・景観課

課長 小林 昭 様

社団法人 日本公園施設業協会

会 長 栗 田 嘉 嗣



遊具の安全に関する規準(JPFA-S:2008)について (報告)

かねてより検討して参りました「遊具の安全に関する規準(案) JPFA-S:2002」の改訂作業が終了し「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」として刊行の運びとなりましたので、ご報告申し上げます。

「遊具の安全に関する規準(案) JPFA-S:2002」策定以来おおよそ6年が経過し、この間に「公園実務担当者講習会」や「遊具の日常点検講習会」を開催して遊具の安全の啓発に努めて参りました。この講習会を通じて得られたご意見や、協会への問い合わせ、遊具事故の情報等をふまえて改訂作業を行いました。「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」が遊具に係わる方々に広く活用され遊具の安全性の向上に役立てられることを望んでおります。今後も引き続き関係者からのご意見やご指摘などを広く求めてその充実を図り逐次改訂を行っていく予定であります。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」改訂の背景について

これまでの取組と遊具の設置状況

「遊具の安全確保に関する指針」

- 子供の遊びの特性や過去の事故事例を踏まえ、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものとして、国土交通省が平成14年3月に策定したものです。
- 国土交通省は、公園管理者が講ずべき安全措置に関し、都市公園法に基づく地方公共団体等に対する国の技術的助言として通知しています。

「遊具の安全に関する規準(案)」

- 国の指針の基本的な考え方を踏まえ、遊具に関する技術並びに経験、知見を活かして、遊具の安全に関する詳細な数値規準等を示したものとして、遊具の製造メーカーを会員とする(社)日本公園施設業協会が平成14年10月に策定したものです。
- 遊具製造者の自主規準として運用されています。

これらは、遊具に関するわが国唯一の指針及び規準として、公園管理者のみならず、学校等教育機関や福祉施設管理者等の施設管理者において活用されています

都市公園における遊具の設置状況

- 国の指針等の策定以降、ゆりかご型ぶらんこなど、利用する子どもが回避できない危険性を孕む、重量が大きい可動性の遊具は大幅に減少しました。
 - ▼ ゆりかご型ぶらんこの設置数 H10年度:約 9,800基 → H19年度:約 2,000基
- また、複合遊具やスプリング遊具が増加するなど、設置される遊具が多様化しています。
 - △ 複合遊具(鋼製) H10年度:約 5,300基 → H19年度:約 10,900基
 - △ スプリング遊具 H10年度:約 21,500基 → H19年度:約 42,000基
 - 遊具全体の数 H10年度:約277,500基 → H19年度:約348,300基

重大事故発生状況と安全点検等の実情

遊具における重大事故発生状況

- 一方、最近では、遊具の経年劣化等に対する発見の遅れなど、公園管理者の点検不備に起因する事故が増加しつつあり、老朽化遊具への対応方法の明確化や安全点検体制の強化等の対策が必要となってきています。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
						重大事故	重大事故の恐れがあった事故(※)
報告件数	8件	6件	13件	7件	5件	14件	14件
上記のうち点検不備によるものと思われる事故件数	4件	4件	5件	1件	1件	7件	10件

注) 地方公共団体から報告があった都市公園における「30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生した」遊具事故
 ※ 「30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった」遊具事故の件数で、「重大事故」の外数

安全点検等の実情

- また、公園管理者や遊具メーカー等のヒアリングを通じ、遊具の安全点検等の実情を巡り以下の課題があることがわかりました。
 - ▼ 遊具の設置期間の長短に関わらず同じ水準で管理している
 - ▼ 小規模な市町村ほど、管理している遊具の老朽化が進展
 - ▼ 安全点検や修繕履歴など、維持管理の記録が十分になされていない

指針改訂の方向性

- 以上の状況を踏まえ、遊具の安全確保に対する公園管理者の意識を高めるため、遊具の老朽化への対応や、安全点検体制等に関する考え方を充実することとしました。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」 主な改訂ポイント①

1. 「標準使用期間」と「消耗部材の推奨交換サイクル」の考え方を新たに導入

- 遊具は、設置年数の経過とともに劣化するものですが、定期的に適切な安全点検や維持修繕を行うことで、使用期間を永く保つことができます。
- 今回の改訂では、遊具の老朽化対策を強化するため、「標準使用期間」という考え方を初めて導入し、併せて、ブランコのフックやスプリング遊具のスプリングなどの消耗部材について、「推奨交換サイクル」を考慮した適切な交換を行う必要があることを新たに明示しました。
- いずれも、(社)日本公園施設業協会との連携により、今後製造される遊具について、製造者が設定し、引き渡しの際に管理者等に資料として提出することとなります。

標準使用期間

指針33、49P

- 「標準使用期間」とは、通常の気象条件、立地条件、利用状況及び適切な維持管理状況のもとで、遊具が安全上支障なく利用できる期間として、構造部材に使用する素材の特性等を考慮し、製造者が遊具の設計・製造時に設定するものです。
- 「標準使用期間」を超えた遊具は、それまでの利用状況や管理状況によって劣化の進行が様々であることから、直ちに撤去する必要が生じるものではありませんが、遊具の状態や維持管理の履歴等を踏まえ、更新などの対応を早期に検討するとともに、更新までの間は、安全点検の頻度を高くするなどの適切な対応を行う必要があります。

消耗部材の推奨交換サイクル

指針47～48P

- 遊具を構成する部材には、標準使用期間を通して使用される構造部材と、期間内においても交換・修理することを前提とする消耗部材があります。
- 消耗部材の「推奨交換サイクル」とは、消耗部材に摩耗、変形等が確認された場合において、補修や部品交換等の必要性を判断する際の目安となるものです。

【留意点】

- 「標準使用期間」は、「耐用年数」ではありません。遊具の状態は、全く同じ材質、構造のものでも、設置場所の気象条件や利用頻度、維持管理状況等により大きく異なるため、「耐用年数」を設けることは技術的に極めて困難です。
- 公園管理者は、その点を十分に留意し、遊具は設置年数の経過とともに劣するという認識の下、設置年数の長短に併せたメリハリのある安全点検や、消耗部材の交換等の適切な維持補修を行う必要があります。

2. 維持管理計画の内容を明確化

- 遊具の安全点検は、日常点検や定期点検の頻度、方法、体制を明らかにした安全点検マニュアル等の維持管理計画を予め作成した上で、確実に実施する必要があります。
- 今回の改訂では、維持管理計画として定めるべき事項を明確化するとともに、遊具毎の点検ポイントなどを明示した安全点検マニュアル等の事例を参考資料として明示しました。

維持管理計画において定める事項

指針40～41P

- 遊具の種類別及び構造部材・消耗部材別の維持管理についての基本的考え方
- 遊具の日常点検や定期点検等の安全点検の実施体制、頻度・時期及び方法
- 安全点検等により発見された物的ハザードに対する措置の内容及び手順
- 計画的な部材の交換、補修等に関する事項
- 維持管理に係る年度毎の事業計画の作成に関する事項
- 点検記録書及び遊具履歴書の整備、事故情報等への対応に関する事項 等

【留意点】

- 公園管理者は、製造・施工者の示す保守及び点検等に関する資料を踏まえ、各々の遊具の設置状況等に対応した適切な点検頻度を設定する必要があります。
- また、毎年度の計画的な安全点検を確実に行うため、点検や部材の交換等に要する費用を勘案した事業計画を、年度当初に作成することも必要です。

遊具の老朽化対策の強化

安全点検体制の強化

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」主な改訂ポイント②

3. 安全点検の視点を明確化

- 遊具の安全点検にあたっては、遊具を構成する部材の材料(金属類、木質類、プラスチック類等)や、構造の特性に応じて行う必要があります。
- 今回の改訂では、遊具の安全点検の視点について、材料特性や遊具の種類に応じた点検、構造部材や消耗部材の点検等の事項毎に明確化しました。

材料特性や遊具の種類に応じた点検

指針43P

- 遊具を構成する構造部材・消耗部材には、金属類、木質類、プラスチック系材料、繊維材料など、さまざまな材料があり、それぞれの特性に応じた点検を行う必要があります。
- 遊具の種類によっても、事故につながりやすい危険な箇所などがそれぞれあり、過去の実例等から危険性があると判断されるポイントなどについて、重点的に点検を実施する必要があります。

構造部材、消耗部材の点検

指針47～48P

- 構造部材は、標準使用期間内はその機能を全うすることができるよう、劣化による施設の性能の低下を事前に防止する予防保全型管理の考え方に基づいて安全点検を行う必要があります。
- 消耗部材は、標準的な交換サイクルや実際の利用状況等に基づいて、適宜交換・修理を行い、部材の脱落、破断等による事故を未然に防止する考え方に基づいて安全点検を行う必要があります。

【留意点】

- 公園管理者は、遊具の製造者に対して、遊具の特性並びに材料、構造、及び交換・補修の対象となる消耗部材等の仕様、安全点検の要点など、遊具の安全確保に関わる資料の提出を求め、維持管理のために必要な基礎的な情報としてあらかじめ適切に把握、整理しておく必要があります。

4. 「点検記録書」の位置づけの明確化と「遊具履歴書」の導入

- 適切かつ確実な安全点検を実施するためには、予め点検記録書を作成し、点検毎の結果を記録し保管することが重要です。また、遊具の設置以降、実際に行った修繕や部材の交換等の履歴については、点検者等が容易に確認できるようにすることで、より効率的な安全点検が可能となります。
- 今回の改訂では、従来から明示していた「点検記録書」について、点検者が点検毎に作成して異常の有無等を記録し年度別に保管するものとし、新たに、点検後の修繕や部材の交換等の具体的に実施した措置の履歴を記録し遊具ごとに保管するものとして、「遊具履歴書」を導入しました。

点検記録書

指針43～49P

- 「点検記録書」は、安全点検を実施した際に点検対象とした遊具全体について、点検時点の状況、や点検結果を記録し、次回以降の安全点検等の参考とするため、各年度別に保管するものです。
- 点検漏れの防止のため、点検チェックシート等として、点検ポイントや判断基準、要注意箇所を明示しておくことが有効です。

遊具履歴書

指針57～59P

- 「遊具履歴書」は、遊具の設置や安全点検の実施状況に関する記録、設置時点から現在に至るまでに実施した部材の修繕等の維持管理に関する情報等を記載するものです。
- 点検記録書を活用し、構造部材の補強や塗装、消耗部材の更新、補修等の改善措置を行った場合など、遊具の維持管理に必要な情報について、定期的に追加記載し保管する必要があります。

【留意点】

- 「遊具履歴書」は、遊具の新設又は更新を行う際に作成することを原則としていますが、既存の遊具についても、履歴を調査し、都市公園ごとに計画的に作成して保管するよう努める必要があります。

5. その他

- 「遊具の安全に関する規準」((社)日本公園施設業協会改訂)や、最近の遊具の事故事例、地方公共団体が作成した点検チェックシート等を下に、参考となる情報を追加した他、以下の事項等の充実を図っています。
 - ・露出した遊具の基礎に対する安全確保の考え方 ……指針P28
 - ・近年増加している「複合遊具」の安全領域に対する考え方 ……指針P26
 - ・安全点検を委託する場合の考え方 ……指針P49

安全点検体制の強化

その他